

新たに子育て支援活動に取り組む団体を応援します ～子育て支援チャレンジ事業の募集を開始～

子育て環境日本一の取組を推進する丹後広域振興局では、子育て支援団体の基盤強化のため「子育て支援グループ応援事業」に取り組んでいます。

新たな子育て支援活動等に取り組まれる団体を応援する「子育て支援チャレンジ事業」について、下記のとおり令和8年度募集を開始しますので、お知らせします。

1 「子育て支援チャレンジ事業」募集概要

① 事業概要

新たに取り組まれる子育て支援活動等の試行を、申請団体と振興局が共同事業として取り組み、振興局が事業経費を負担します（1件当たり上限10万円）。

② 対象団体

3名以上で構成されており、以下に該当する団体を対象とします。

- ・丹後地域で子育て支援に関する事業を新規に実施しようとする団体
- ・丹後地域で子育て支援活動内容の充実を図ろうとする子育て支援団体

③ 応募方法

丹後広域振興局企画・連携推進課に事前相談の上、事業計画書を提出していただきます。（対象となる事業の詳細については別紙募集要項参照）

④ 募集期間

令和8年8月19日（水）～12月18日（金）

※予算の上限に達した場合は募集を締め切ることがあります。

<参考>

令和7年度は2団体の取組を支援しました。

- （1）マウナオケパニ（親子で楽しむフラダンス体験）
- （2）つながる防災まもりっこ（いのちを守る力を育てる防災教育）



【本報道発表に関するお問合せ】

丹後広域振興局 地域連携・振興部 企画・連携推進課長 福井
TEL 0772-62-4300



令和8年度

子育て支援グループ応援事業

丹後広域振興局（以下「振興局」）では、丹後地域の子育て環境の充実に向けて、新たな子育て支援活動（既に取り組まれているものを充実する場合を含む）に取り組まれる団体を応援します。



子育て支援チャレンジ事業

これからスタートする予定の子育て支援活動の試行を、申請団体と振興局とが共同事業として取り組み、振興局が事業経費を負担します。

対象となる事業は「子育て支援チャレンジ事業募集要項」を参照してください。

事前相談

まずは考えている内容をご相談ください。

事業計画作成

事業実施に向けた計画書を提出。※振興局と調整し作成

事業実施

採択後に事業を振興局と共同で実施します。

相談窓口

丹後広域振興局 企画・連携推進課
0772-62-4300

丹後NPOパートナーシップセンター

NPO活動の活性化と自立を促進し、NPO相互、NPOと行政、地域住民との交流と協働を推進していく拠点として、「京都府丹後NPOパートナーシップセンター」を設置しています。

相談対応：京都府丹後NPOパートナーシップセンター
つながる丹後（写真右）

090-5159-5952 平日8:30～17:15

子育て支援活動に限らず、地域活動全般の相談に対応しているほか、連携・協働促進に向け各種事業を行っています。お気軽にご相談ください。



子育て支援チャレンジ事業募集要項

丹後地域の子育て環境の充実及び子育て支援活動の拡充を図るため、新たに子育て支援活動をスタートもしくは活動内容の充実を図る団体の子育て支援活動の試行（チャレンジ）を、丹後広域振興局(以下「振興局」という)が事業の共同実施により伴走支援します。

下記の事業要件をすべて満たすものが対象となります。（子育て支援活動例：子育てサロン、小学生向けの体験活動など）

○事業要件

主体性	申請団体が主体となり、関係者調整や事業運営を行うものであること
目的性	団体の運営に係る課題を解決するために試行的に実施する事業で、今後の継続的な事業展開に資するものであること
発展性	事業の成果を活かし、次の段階として実施する事業や取組等が見込まれること

※事業実施期間は2～3ヶ月程度で、令和8年度内(令和9年3月31日まで)に完了するものに限りします。

●過去の実施例

親子で楽しむフラダンス体験
(マウナオケパニ)



いのちを守る力を育てる防災教育
(つながる防災まもりっこ)



※要件に該当するか否かについては、振興局との事前相談の上での判断となります。

●対象外事業

要件を全て満たしている場合でも、以下に該当する事業は対象外となります。

- ・ 府や市町からの補助金等により実施している事業及びその関連事業
- ・ その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された事業

○対象団体

- ・ 丹後地域で子育て支援に関する事業を新規に実施しようとする団体
- ・ 丹後地域で子育て支援活動内容の充実を図ろうとする子育て支援団体

※団体・・・3名以上で構成されていること

○事業の実施

- ・ 事業については、申請団体と振興局の共同事業として実施しますので、振興局と適宜協議の上、進めることとなります。
- ・ 事業に要する経費については、振興局が発注し、受注先に直接お支払いします。物品の購入等が必要な場合は必ず振興局にご連絡ください。
(提案者による立替払いは、原則、認められません。)
- ・ 事業協力者に対する謝金や交通費等、京都府の支給基準に基づきお支払いするものがありますので、詳細は担当者にご確認ください。
- ・ 複数の事業者からの見積書比較が必要となる場合がありますので、事業を実施される際は、余裕を持った計画をお願いします。

○経費について

事業1件につき以下対象外経費を除き原則として最大10万円を上限として振興局が経費を負担します。

●対象外経費

以下に該当する経費は対象外となります。

- ・ 個人給付に該当する又は類するもの（記念品、景品等）
- ・ 食糧費に該当するもの
- ・ 団体及び不特定多数の事業参加者に対する謝金、交通費等
- ・ 団体の家賃、事務機器のリース料、所有物の修繕料などのランニングコスト
- ・ その他、趣旨・目的に照らして不適切と判断された経費

○実施計画書の作成

- ・事業の実施に向け振興局と調整の上、実施計画書を作成いただきます。
- ・実施計画書の様式は、振興局と実施内容について相談を行う際にお渡しさせていただきます。

事業開始日の2カ月前までに下記の連絡先までご相談ください。

丹後広域振興局 企画・連携推進課 T E L 0772-62-4300

E-Mail t-c-kikaku@pref.kyoto.lg.jp

●受付期間

令和8年8月19日(水)～12月18日(金)

※採択は随時行いますので、予算の上限に達した場合は募集を締め切る場合があります。

※受付期間は、採択状況に応じて変更する可能性があります。

●提出物

①実施計画書 ②団体の概要が分かるもの ③運営メンバー名簿

○その他

●事業内容の変更・中止について

社会情勢や地域の状況等により、申請者と振興局との協議の上、事業内容を変更・中止をさせていただく場合がありますのであらかじめご承知おきください。

●支援の取り消しについて

申請者及び採択事業の関係者等が以下に該当することが明らかになった場合は、支援を取り消します。

- ・特定の政治、宗教、思想等の普及を目的として活動する個人又は団体
- ・特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的として活動する個人又は団体
- ・暴力団の統制下にある個人又は団体
- ・暴力団員を構成員に含む団体
- ・府税を滞納している者

●子育て支援団体等との交流会への参加について

振興局では、丹後管内の子育て支援団体や地域活性化団体など様々な団体との交流会を開催して、団体間の関係構築による新たな取組を促進しております。別途案内しますので、今後の活動の充実のため、積極的な参加をお願いします。